

と畜場に係る審査基準

(目的)

第1条 この基準は、と畜場法(昭和28年法律第114号)及び牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)に基づく申請に対する処分を行うに当たっての審査基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もってと畜場の管理運営が適正かつ円滑に執行されることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 牛の特定部位とは、扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。)並びに月齢が30月を越える牛(出生の年月日から起算して30月を経過した日の翌日以後のものをいう。)の頭部(舌、頬肉^{ほほ}及び扁桃を除く。)及び脊髄をいう。

(と畜場使用料及びとさつ解体料の認可に係る審査基準)

第3条 と畜場法第12条第1項の規定に基づく認可は、申請額による収入予算書及び年間収支決算書等の書類を審査し、経営状況、食肉流通価格及び周辺と畜場の状況等諸般の事情を考慮して申請金額の妥当性を判断する。

(牛の特定部位の焼却免除の許可に係る審査基準)

第4条 牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項の規定に基づく学術研究を目的とした牛の特定部位の焼却免除の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 使用者は牛の特定部位使用申請書を、設置者又は管理者は牛の特定部位焼却免除申請書を、特定部位の使用を開始しようとする14日前までに市長に提出しなければならない。
- (2) 牛の特定部位使用申請書には、使用目的、使用方法、使用期間、使用する特定部位の種類及び量、特定部位の保管場所、特定部位の管理責任者(使用者)の氏名及び住所、使用後の処分方法その他必要事項が記載されていること。
- (3) 牛の特定部位使用申請書には、と畜場の名称及び所在地、申請目的、特定部位の管理責任者(使用者)の氏名及び住所、特定部位の種類及び量その他必要事項が記載されていること。
- (4) 牛の特定部位使用申請書には、所属団体の長の承認書若しくは推薦状が添付されていること。
- (5) 使用者が当該研究分野において実績を有していることが、学術研究雑誌又は学会発表誌等により確認できること。
- (6) 申請に係る研究が終了した時点において、特定部位を800 以上で完全に焼却す

ることができること。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日制定）

この基準は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 4 日一部改正）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。